

平成 19 年度横浜市のアスベスト対策に関する主な事業

8 1 3 百万円

◎飛散状況等の調査 8 百万円 [環境創造局規制指導課 Tel671-2476]

建築物の解体等におけるアスベストの飛散を防止するため、建築物解体現場等において、周辺大気環境及び解体対象物中のアスベストの測定・指導などにより対策を推進します。

◎大気環境の調査 1 百万円 [環境創造局環境科学研究所 Tel752-2605]

一般大気中に含まれるアスベスト濃度を把握するため、市内 18 地点において、年 4 回(四季)測定し、市民への周知を図ります

◎公共建築物への対策 7 6 2 百万円

市民利用施設への対策 5 3 3 百万円 [まちづくり調整局企画管理課 Tel671-2958]

学校施設への対策 2 2 9 百万円 [教育委員会事務局施設管理課 Tel671-3256]

調査の結果、市民利用施設で露出して使用されているなど、優先度の高い施設について、除去等の対策工事を行います。また、学校施設のアスベスト含有吹き付け材等の撤去等対策工事を行います。

◎民間建築物吹き付けアスベスト対策事業

3 1 百万円 [まちづくり調整局建築企画課 Tel671-2928]

多数の市民が利用する民間建築物で、吹き付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、含有調査や除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を補助します。

◎住宅リフォーム等支援事業 1 百万円 [まちづくり調整局住宅計画課 Tel671-2917]

マンション共用部分の吹き付けアスベスト等について、対策(除去、封じ込め、囲い込み工事)に要する費用の住宅金融公庫借入れについて、無利子相当の利子補給を行います。

◎廃棄物適正処理推進 6 百万円 [資源循環局産業廃棄物対策課 Tel671-2526]

アスベスト廃棄物が適正に処理されるように、排出事業者、処理業者への啓発及び分析調査などを実施します。

◎警防活動時における安全対策 3 百万円 [安全管理局警防課 Tel334-6752 ほか]

消防職員が、救助・救急活動や破壊活動及び残火処理を行う場合、アスベスト粉じん等の吸入を防止し安全対策を図ります。

◎検査等における安全対策 1 百万円 [安全管理局指導課 Tel334-6622、査察課 Tel334-6642]

防火対象物及び危険物施設の検査等を行う場合アスベスト粉じん等の吸入を防止し安全対策を図ります。